

## netWIN GSテクノロジー株式ファンド

Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし） 追加型投信／海外／株式

netWIN GSテクノロジー株式ファンド  
Bコース（為替ヘッジなし）は



おかげさまで

設定25周年。Bコースは  
テクノロジー株式ファンド  
として最大の純資産総額  
のファンドになりました\*。

## テクノロジー株式を取り巻く環境と今後の見通し

本レポート  
のポイント

1. 2025年年初来、米国での関税強化の動きなどを受け、米国株式およびnetWINは下落
2. しかし、netWINが注目するテクノロジー分野は、トランプ政権下の政策環境においても相対的に優位な立場を保つ可能性
3. netWIN組入上位銘柄の2025年1-3月期決算は市場予想を上回る内容。大手クラウド企業はAIに対する前向きな姿勢を継続

\*2025年3月末時点でnetWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース（為替ヘッジなし）の純資産総額は1兆919億円で、モーニングスターのグローバル・カテゴリー「株式セクター・テクノロジー」に該当する国内追加型公募投信（ETF除く）の中で最大でした。出所：モーニングスター



### 2025年年初来の状況

関税強化の動きなどを受け、米国株式およびnetWINは下落

2025年に入り、トランプ政権による関税強化の動きなどを背景に、米国株式市場は不安定な展開が続いています。4月2日には、米国による相互関税（貿易相手国との関係において、関税負担が相互に対等になることをめざして関税を課すこと）の発表もありました。これは事前の予想を超える厳しいものだったとして、株式市場は悲観的な反応をみせました。その後、相互関税の上乗せ部分について90日間の発動延期が決定され、市場が回復する局面もみられましたが、どのような着地を迎えるのか注視が必要な展開が続いています。

こうした市場環境のなか、netWINも年初来のパフォーマンスは軟調で、2025年4月30日時点でAコース（為替ヘッジあり）が-13%、Bコース（為替ヘッジなし）が-21%となっています。

### 2023年以降の米国株式の推移



### netWIN 設定来分配金再投資基準価額の推移



過去の運用実績は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記の分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。外部評価会社による評価は、過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。「R&Iファンド大賞」については後述をご参照ください。



## トランプ政権の政策とnetWINが注目するテクノロジー分野への影響

トランプ政権下の政策環境においても、相対的に優位な立場を保つ可能性があると認識

前述の通り、相互関税発動の90日間の延期が決定されたものの、注視が必要な状況は継続しています。関税をはじめとするトランプ政権の改革は、米国経済や米国株式全般にとって逆風になるとの見方もありますが、netWINで注目するようなテクノロジー分野は相対的に優位な立場を確保できる可能性があると考えています。

政策内容は各種報道等よりゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成。政策および影響の例は一部であり、すべてを網羅したものではありません。

### 関税関連

#### 輸入品（適用除外品を除く）への関税を大幅強化（2025年4月30日時点の状況）

- 4月2日、主要貿易国に対し、各国の関税などを考慮した相互関税を賦課すると決定
- 4月9日、相互関税の上乗せ部分の90日間の発動延期が決定されるも、各国の交渉次第では予定通り賦課

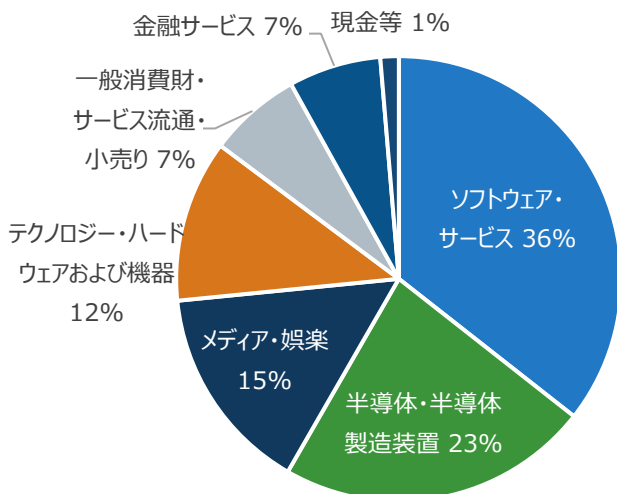


サプライチェーンでの  
**原材料コスト**  
が上昇する可能性

報復関税などから  
**米国製品の  
海外需要が  
減少する可能性**

そのなかで

#### netWIN 産業グループ別構成比率



時点：2025年3月末、出所：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントマザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比です。産業グループ分類はGlobal Industry Classification Standard (GICS®)（世界産業分類基準）の分類を使用しています。

#### ● ソフトウェアは悪影響を受けにくい

ソフトウェア、フィンテック、インターネット関連の保有銘柄は、関税の悪影響を受けるサプライチェーンを持たないことから、相対的に悪影響は限定的とみている

#### ● 一般的に影響が懸念される事業分野においては、 技術力・ブランド力に優れ、代替が 困難と見込まれる銘柄を中心に組入

##### 例 半導体メーカー

一般的に影響が懸念される業界であるものの、AI関連投資での需要増加が、関税による悪影響を上回ると考えられる銘柄を厳選

##### 例 ハードウェアメーカー

強いブランド力を背景に、関税による原材料コストの上昇を製品価格に転嫁できると考えられる銘柄を厳選

上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。比率は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。写真やイラストはイメージを目的とするものです。

## 人員関連

米国への移民数を減らす方向。またDOGE\*による連邦政府の人員削減も進める



\*米政府効率化省(DOGE)とは歳出削減や省庁再編、規制の撤廃などについて米連邦政府機関に助言する組織。

労働力  
不足が深刻化  
する可能性

● AIを活用した  
業務の自動化需要が高まる可能性

AIを使ったサービス例①  
「会議の資料作成に時間がかかる…」

文書作成の自動化が解決の一助に

AIを使ったサービス例②  
「取引先へのメール作成が大変…」

過去の面談履歴も参照したメール作成の  
自動化が解決の一助に



## 規制関連

反トラスト法（独占禁止法）の執行緩和など、規制緩和をしていく方向



企業のM&A

（合併・買収）が  
活性化する可能性  
ゴールドマン・サックス・グローバル  
投資調査部は、前年比  
7%の増加を見込む  
（2025年3月14日時点）

● M&Aが多くみられる  
テクノロジー企業が被買収企業となり、買  
収プレミアムを享受する可能性

過去10年  
M&A・投資などに  
おけるターゲット企業  
業種別案件件数は

テクノロジー企業が  
最多

期間：2015年1月1日～2024年12月31日  
出所：ブルームバーグ ブルームバーグの業種分類を使用。



## netWIN組入上位企業の2025年1-3月期決算状況

市場予想を上回る決算結果に。大手クラウド企業はAIに対する前向きな姿勢を継続

米国では足元で2025年1-3月期の決算発表がピークを迎えています。不透明な環境であるからこそ、企業業績の状況をしっかりと把握することが大切です。

右表の通り、netWIN組入上位10銘柄のうち、2025年1-3月期決算を発表した企業は6銘柄ですが、すべての銘柄が市場予想を上回る業績を発表しました。

直近のマーケットにおいては、中国の低コストかつ高性能なAIモデルであるDeepSeekの登場もあり、AI投資に対する懸念の声も出ていましたが、大手クラウド企業の決算において、AIをドライバーとする収益の貢献や積極投資を継続する旨の発言など、AIに対する前向きな姿勢も確認されました。本ファンドでは引き続きAIに関して強気の見方を示しています。

## netWIN 組入上位10銘柄の直近決算結果

|    | 銘柄名          | 産業グループ                 | 直近決算期                 | 決算結果<br>(対市場予想) |     | 比率   |
|----|--------------|------------------------|-----------------------|-----------------|-----|------|
|    |              |                        |                       | 売上高             | 純利益 |      |
| 1  | マイクロソフト      | ソフトウェア・サービス            | 2025年1-3月期            | 上回る             | 上回る | 9.4% |
| 2  | アップル         | テクノロジー・ハードウェア<br>および機器 | 2025年1-3月期            | 上回る             | 上回る | 8.7% |
| 3  | エスビディア       | 半導体・<br>半導体製造装置        | 2024年11月-<br>2025年1月期 | 上回る             | 上回る | 8.1% |
| 4  | メタ・プラットフォームズ | メディア・娯楽                | 2025年1-3月期            | 上回る             | 上回る | 7.3% |
| 5  | アマゾン・ドット・コム  | 一般消費財・<br>サービス流通・小売り   | 2025年1-3月期            | 上回る             | 上回る | 4.7% |
| 6  | アルファベット      | メディア・娯楽                | 2025年1-3月期            | 上回る             | 上回る | 4.7% |
| 7  | ゼットスケラー      | ソフトウェア・サービス            | 2024年11月-<br>2025年1月期 | 上回る             | 上回る | 3.7% |
| 8  | マーベル・テクノロジー  | 半導体・<br>半導体製造装置        | 2024年11月-<br>2025年1月期 | 上回る             | 上回る | 3.6% |
| 9  | KLAコーポレーション  | 半導体・<br>半導体製造装置        | 2025年1-3月期            | 上回る             | 上回る | 3.5% |
| 10 | セールスフォース     | ソフトウェア・サービス            | 2024年11月-<br>2025年1月期 | 上回る             | 上回る | 3.1% |

上回る 市場予想を上回る  
下回る 市場予想を下回る

マザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比です。Global Industry Classification Standard (GICS®)（世界産業分類基準）の分類を使用しています。組入銘柄は2025年3月末時点、2025年5月2日時点の直近四半期の決算を掲載。色塗りについては2025年1-3月期決算を発表した企業を示す。

出所：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、ブルームバーグ

過去のデータは将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。ポートフォリオにおける保有銘柄あるいは過去の投資判断についての言及は、本資料でご紹介している投資戦略あるいは投資アプローチをご理解いただくための例示を目的とするものであり、投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。例示された個別証券は、必ずしも現在あるいは将来の保有銘柄であるとは限らず、また当該投資戦略に関する投資判断を代表するものでもありません。





## ファンドのバリュエーション

netWINの基準価額はこれまで、変動を伴いながらも着実に成長を続けており、足元の調整を経ても、過去5年間で約2.4倍（Bコース、分配金再投資基準価額ベース）に達しています。加えて、この調整局面を通じて、バリュエーションの指標であるPER（株価収益率）は過去5年平均を下回る水準となっており、相対的に割安な状況にあるといえます。

## 過去5年 netWIN BコースのパフォーマンスとnetWINポートフォリオ\*の予想PER（来期ベース）の推移



期間：2020年5月1日～2025年5月1日（週次ベース、パフォーマンスは左軸グラフ始点を100として指数化）、出所：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、ファクトセット パフォーマンスは分配金再投資基準価額（信託報酬控除後）を使用。\*マザーファンドのデータ。予想PERは来期のコンセンサス予想利益を使用。

テクノロジー株式に対する関税の影響や、AIの動向などについて、netWINの運用者に現在の考えを聞きました。

## Q.テクノロジー株式の関税政策の影響についてどうみていますか？

ハードウェア関連では、サプライチェーンを即座に組み替えることは容易ではなく、関税によるコスト増は避けられないと考えており、関税による追加コストを販売価格に転嫁する力を持つかが選別ポイントと考えます。一方で、ソフトウェアは相対的な影響が小さいとみています。関税政策がどうなろうと、世界が米国企業のソフトウェアを購入することには変わらないと思います。景気減速に伴う企業のIT投資の減退という懸念もありますが、ソフトウェア関連の支出は企業の生産性や収益性を高めるための重要な投資であり、耐久性が高いと考えています。



## Q.AI関連の投資はピークを過ぎたのでしょうか？

そうは思いません。ソフトバンクグループやOpenAI、オラクルなどが参画する『スターゲートプロジェクト』のような巨額の支出計画が進行しています。製造能力を米国に移転するような動きも活発で、たとえばアップルやTSMCも米国内でデータセンターや半導体製造設備の投資表明をしました。AI向けの新しい言語モデル構築には高度な計算能力が必要であるという認識は業界全体で変わらず、民間主導で積極的な投資は継続すると考えます。

## Q.不透明な環境下において取るべき投資スタンスは？

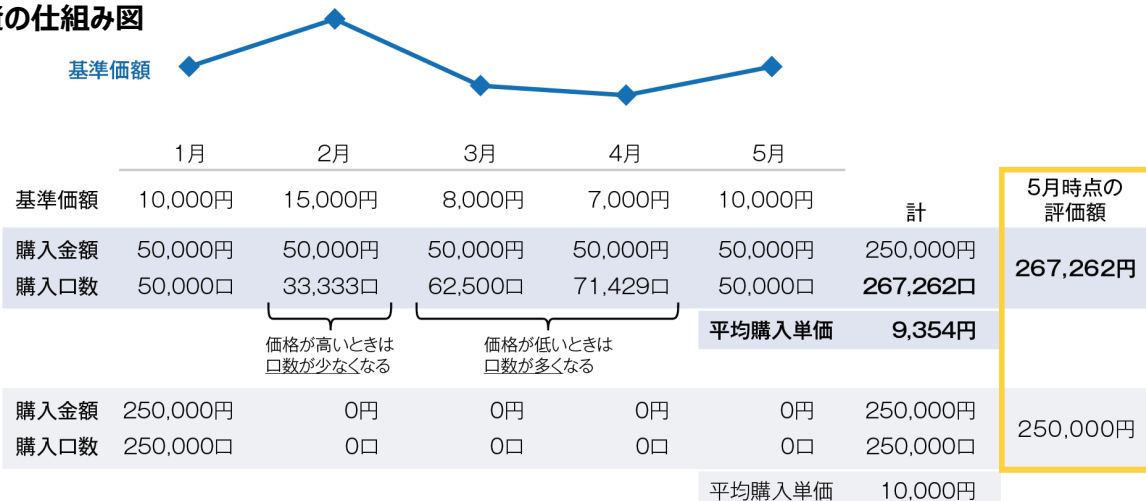
重要なのはいま市場で起きていることが構造的な変化なのか、それとも一過性のものなのかを理解しようと努めることです。当然のことながら不透明感が強い局面では、予測に完璧な精度を求めることはできないので、知ることと知らないことを明らかにし、投資対象となる企業について1社ずつ事業見通しやリスクなどについて点検しています。関税などの影響で景気減速の懸念が高まっていますが、AIの発展に代表されるようなテクノロジーの成長ストーリーに影響を与えるものではないとみています。最近の株価調整は優良な銘柄に投資する好機だと捉えており、足元では有望なソフトウェア銘柄などに着目しています。

過去の運用実績は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。分配金再投資基準価額は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は資料作成時点のものであり、情報提供を目的とするものです。予測値の達成を保証するものではありません。追記をご覧ください。個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。



## (ご参考) netWINを活用した積み立て投資

### 積み立て投資の仕組み図

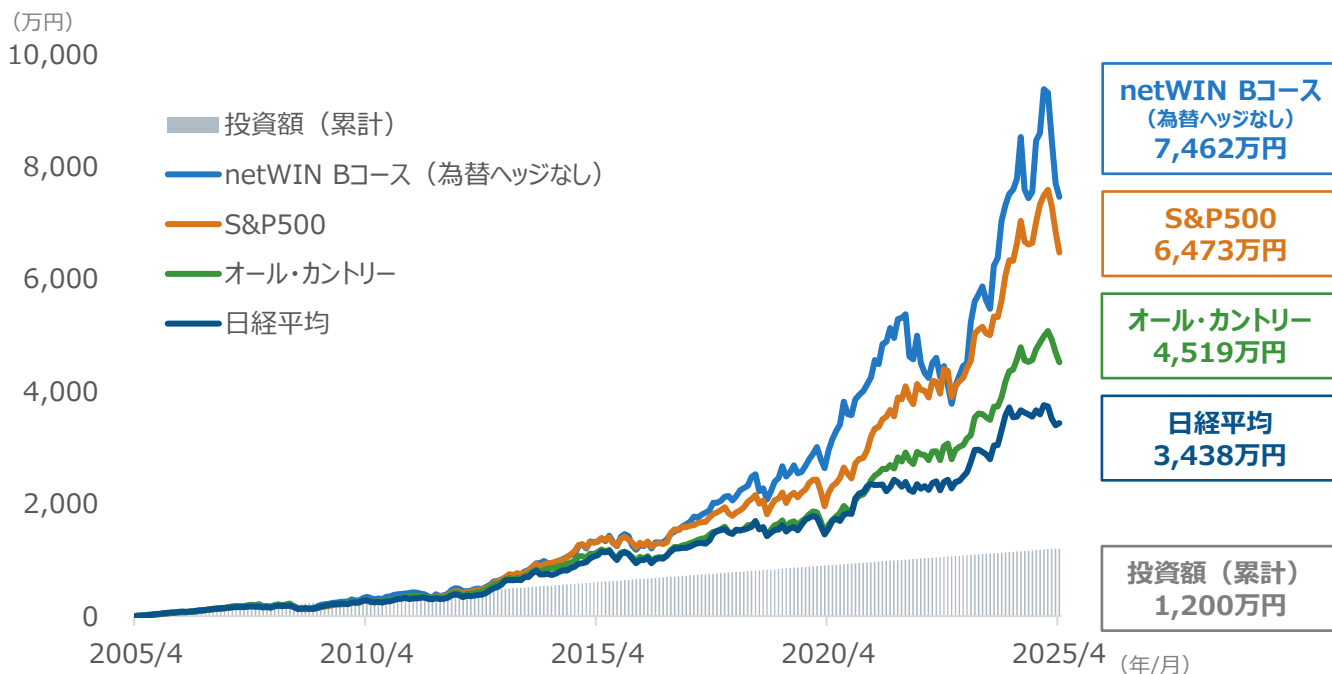


上記は積み立て投資のほうが購入口数が多くなる場合の例を挙げていますが、当初一括投資のほうが最終的な評価額が大きくなる場合があります。基準価額と購入単価は、1万円当たりの価格です。上記は例示を目的とするものです。

## (ご参考) netWIN Bコース（為替ヘッジなし）および主要指数の積み立て投資シミュレーション

2025年4月末時点の20年前から、毎月5万円ずつ積み立てた場合のシミュレーションです。

積み立て投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で行うことが肝要です。一般的に、投資を行う場合には、一つの資産や資産クラスに集中するのではなく、分散を行うことが望ましいとされていることにもご留意ください。投資額は、ご投資家の資産状況により異なります。各投資家ご自身でご判断ください。



期間：2005年4月末～2025年4月末、出所：ブルームバーグ、MSCI、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 右の枠内の数値は、2025年4月末における時価評価額を示します。S&P500：S&P500指数、オール・カントリー：MSCIオール・カントリー・ワールド指数、日経平均：日経平均株価指数（指数はいずれも配当込み、円換算ベースまたは円ベース） 指数については信託報酬等の諸費用や取引にかかる手数料、その他の費用は考慮しておりませんので留意ください。netWIN Bコース（為替ヘッジなし）については分配金再投資基準価額（信託報酬控除後）を使用しています。分配金再投資基準価額とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金（税引前）で本ファンドを購入（再投資）した場合の基準価額です。上記の指数は本ファンドのベンチマークではありません。ファンドの積み立て投資の相対的な水準をご理解いただくため、代表的な株価指数に基づいたシミュレーションをご参考までに掲載しています。市場指数そのものに投資することはできません。各市場指数を基準価額と仮定したシミュレーションです。

上記は、積み立て投資について理解を深めていただく目的で作成したものであり、当初一括投資との有利不利を比較する目的ではありません。上記は、過去20年間の投資期間を例示していますが、投資期間を変更して試算した場合は結果が異なり、必ずしもいずれかが有利というわけではありません。上記は、将来の運用成果を示唆または保証するものではなく、投資方法にかかわらず、基準価額が（平均）購入価額を下回った場合には損失を被ります。各投資家ご自身のご判断で投資するようお願いいたします。過去のデータは将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。シミュレーションによるパフォーマンスは、実際の取引に基づくものではなく、その予想力には限界があります。実運用ポートフォリオで上記シミュレーションと同様の結果が得られるとは限りません。

netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)は、「R&Iファンド大賞2025」において優秀ファンド賞を受賞しました。



「R&Iファンド大賞2025」投資信託20年／北米株式  
グロース部門

**優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2024」投資信託20年／北米株式  
グロース部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2023」投資信託20年／北米株式  
グロース部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2021」投資信託／北米株式  
グロース部門

**優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2020」投資信託／北米株式部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2019」投資信託／北米株式部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2018」投資信託／北米株式部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2017」投資信託／北米株式部門

**優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞」は、R&Iが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報(ただし、その正確性及び完全性につきR&Iが保証するものではありません)の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&Iに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。

「投資信託部門」は過去3年間、「投資信託10年部門」は過去10年間、「投資信託20年部門」は過去20年間を選考期間としています。選考に際してはシャープレシオ<sup>\*1</sup>によるランキングに基づき、最大ドローダウン<sup>\*2</sup>、償還予定日までの期間、残高の規模等を加味したうえで選出しています。選考対象は国内籍公募追加型株式投資信託とし、確定拠出年金専用およびSMA・ラップ口座専用は除きます。評価基準日は各年の3月31日です。

上記評価は、過去の一定情報を分析した結果得られたものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

<sup>\*1</sup> シャープレシオとは短期確定金利商品に対するファンドの超過収益率を収益率の標準偏差(リスク)で割った値です。リスク1単位当たりの超過収益率を示します。

<sup>\*2</sup> ドローダウンとは、最大資産からの下落率のことであり、それらのドローダウンの最大となった値を最大ドローダウンといいます。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

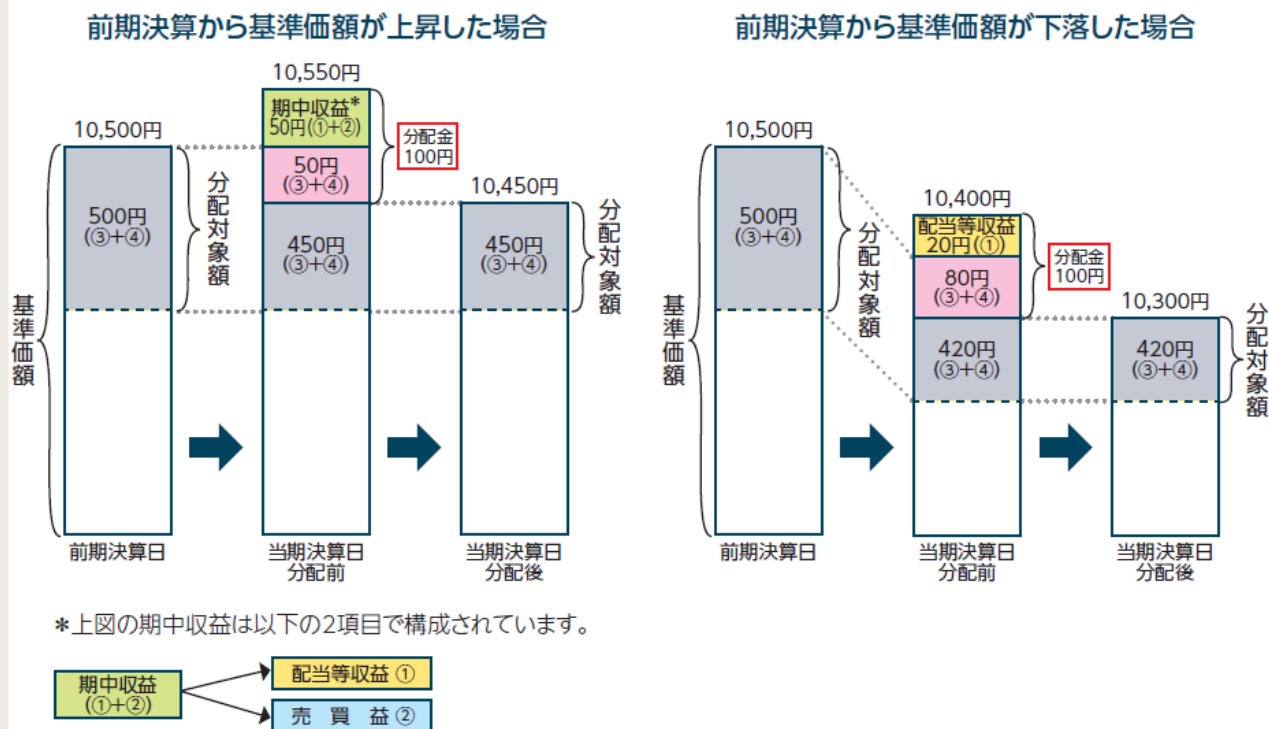
## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。



※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## ファンドの特色

1. 主にテクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式に投資します。
2. 「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
3. Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)の選択が可能です。

- ※ 主要な投資対象とする米国企業には、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、サービス等のセクターにおいて、インフラ、コンテンツ、サービス等を提供する企業を含みます。
- ※ Aコースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利のほうが低い場合、この金利差分、収益が低下します。Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※ 販売会社によっては、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。
- ※ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因

#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にテクノロジー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高く大きなリスクがあると考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利のほうが低い場合、この金利差分、収益が低下します。)



※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

|                          |                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                  | 販売会社によって異なります。                                                                                                                                                                            |
| 購 入 価 額                  | 購入申込日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                           |
| 購 入 代 金                  | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                                    |
| 換 金 価 額                  | 換金申込日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                           |
| 換 金 代 金                  | 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。                                                                                                                                           |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 不 可 日   | ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）                                                                                                                                     |
| 申 込 締 切 時 間              | 「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。                                                                        |
| 信 託 期 間                  | 原則として無期限(設定日:1999年11月29日)                                                                                                                                                                 |
| 繰 上 償 還                  | 各コースについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。                                                                                                                                        |
| 決 算 日                    | 毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                         |
| 収 益 分 配                  | 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。                                                                                                                                            |
| 信 託 金 の 限 度 額            | 各コースについて1兆円を上限とします。                                                                                                                                                                       |
| ス イ ッ チ ン グ              | スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。                                                                                             |
| 課 税 関 係<br>( 個 人 の 場 合 ) | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。<br>原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。 |

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                            |                                                                                                                        |
|---------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 時               | 購 入 時 手 数 料                | 購入申込日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%(税抜3%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。                                                        |
| 換 金 時               | 信 託 財 産 留 保 額              | なし                                                                                                                     |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                            |                                                                                                                        |
| 毎 日                 | 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | 純資産総額に対して <b>年率2.09%(税抜1.9%)</b><br>※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                  |
|                     | 信 託 事 務 の<br>諸 費 用         | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。               |
| 随 時                 | そ の 他 の 費 用 ・<br>手 数 料     | 有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等<br>上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、  
一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
信託財産の運用の指図等を行います。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー  
(投資顧問会社)

委託会社より株式(その指数先物を含みます。)の運用の指図に  
関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。
- 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。
- 販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。  
販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
電話：03-4587-6000  
(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)  
ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

販売会社一覧(1／3)

| 金融商品取引業者名                                                 |          | 登録番号             | 加入協会    |           |                 |                 |                    | お取り扱いコース |      | 備考 |
|-----------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|----------|------|----|
|                                                           |          |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | Aコース     | Bコース |    |
| アイザワ証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ●       | ●         |                 | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| あかつき証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 池田泉州TT証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 岩井コスモ証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●        | ●    |    |
| S M B C 日興証券株式会社                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 岡三証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| O K B 証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 株式会社 S B I 証券                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 株式会社証券ジャパン                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第170号  | ●       | ●         |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 京銀証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第392号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 九州 F G 証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 九州財務局長(金商)第18号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| ぐんぎん証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 四国アライアンス証券株式会社                                            | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 静銀ティーエム証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第10号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 七十七証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第37号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 十六 T T 証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 大和コネクト証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3186号 | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 大和証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 立花証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号  | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    |    |
| CHEER証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3299号 | ●       | ●         |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 東海東京証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| とうほう証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第36号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 東洋証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ●       |           |                 | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 西日本シティTT証券株式会社                                            | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 日産証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号  | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 野村證券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 浜銀TT証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| P W M 日本証券株式会社                                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号   | ●       |           |                 | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 百五証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| ひろぎん証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| PayPay証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2883号 | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| ほくほくTT証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 北洋証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 松井証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    |    |
| マネックス証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 丸八証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第20号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| みずほ証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第94号   | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 楽天証券株式会社                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| リテラ・クレア証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| ワイエム証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 株式会社あいち銀行                                                 | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第12号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 株式会社あおぞら銀行                                                | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第8号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    |    |
| 株式会社伊予銀行                                                  | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号    | ●       |           | ●               |                 |                    |          | ●    |    |
| 株式会社 S M B C 信託銀行*                                        | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第653号  | ●       | ●         |                 | ●               |                    | ●        | ●    |    |
| 株式会社 S B I 新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券、マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    |    |

販売会社一覧(2／3)

| 金融商品取引業者名                                         |        | 登録番号             | 加入協会    |           |                 |                 |                    | お取扱いコース |      | 備考 |
|---------------------------------------------------|--------|------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|---------|------|----|
|                                                   |        |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | Aコース    | Bコース |    |
| 株式会社大垣共立銀行                                        | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       |      |    |
| 株式会社鹿児島銀行<br>(委託金融商品取引業者 九州F G証券株式会社)             | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第2号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社関西みらい銀行                                       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社北九州銀行                                         | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第117号 | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社京都銀行                                          | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社京都銀行<br>(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)                 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社熊本銀行                                          | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社群馬銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社埼玉りそな銀行                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号  | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社滋賀銀行                                          | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号   | ●       |           | ●               |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社静岡銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社清水銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第6号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社十八親和銀行                                        | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社十六銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社荘内銀行                                          | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第6号    | ●       |           |                 |                 | (注1)               | ●       |      |    |
| 株式会社常陽銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号   | ●       |           | ●               |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社千葉銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社千葉興業銀行                                        | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社中国銀行                                          | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第2号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社東京スター銀行                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第579号  | ●       |           | ●               |                 | (注2)               | (注2)    |      |    |
| 株式会社栃木銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第57号   | ●       |           |                 |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社西日本シティ銀行                                      | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社肥後銀行<br>(委託金融商品取引業者 九州F G証券株式会社)              | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第3号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社百五銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社広島銀行                                          | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社福岡銀行                                          | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社北都銀行                                          | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第10号   | ●       |           |                 |                 | (注1)               | ●       |      |    |
| 株式会社北洋銀行                                          | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社北洋銀行<br>(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)                 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社北陸銀行                                          | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第3号    | ●       |           | ●               |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社北海道銀行                                         | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第1号   | ●       |           | ●               |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社みずほ銀行                                         | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号    | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社三井住友銀行                                        | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第54号   | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社宮崎銀行                                          | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第5号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社もみじ銀行                                         | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第12号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社山口銀行                                          | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第6号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社りそな銀行                                         | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第3号    | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| PayPay銀行株式会社                                      | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号  | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| みずほ信託銀行株式会社                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第34号   | ●       | ●         | ●               |                 | (注1)               | (注1)    |      |    |
| 三井住友信託銀行株式会社                                      | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第649号  | ●       | ●         | ●               |                 | (注1)               | (注1)    |      |    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号   | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 秋田信用金庫                                            | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第22号   |         |           |                 |                 |                    |         | ●    |    |



販売会社一覧(3／3)

| 金融商品取引業者名         |          | 登録番号            | 加入協会    |           |                 |                 |                    | お取り扱いコース |      | 備考 |
|-------------------|----------|-----------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|----------|------|----|
|                   |          |                 | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | Aコース     | Bコース |    |
| 朝日信用金庫            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第143号 | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 尼崎信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第39号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 大川信用金庫            | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第19号 |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 鹿児島相互信用金庫         | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第26号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 蒲郡信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第32号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 京都信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第52号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 京都中央信用金庫          | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第53号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 呉信用金庫             | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第25号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 埼玉縣信用金庫           | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第202号 | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 大地みらい信用金庫         | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第26号 |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 但馬信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第67号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 東春信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第52号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 豊田信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第55号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 西尾信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第58号  | ●       |           |                 |                 |                    | (注2)     | ●    |    |
| 浜松磐田信用金庫          | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第61号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 播州信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第76号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 半田信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第62号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 姫路信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第80号  | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 福岡ひびき信用金庫         | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第24号 | ●       |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| 富士宮信用金庫           | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第65号  |         |           |                 |                 |                    |          | ●    |    |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第69号  | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●        | ●    |    |

\* 上記の他に「一般社団法人投資信託協会」にも加入しております。  
（注1） 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。  
（注2） インターネットでのみのお取扱いとなります。  
くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 追記

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）が作成した販売用資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書（交付目論見書）」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当社及びゴールドマン・サックス・グループで投資運用業務を行う関係法人を総称して「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」あるいは「GSAM」と呼ぶことがあります。
- 株式への投資は、個々の企業、業種への見通しや市場・経済の状況等による価格変動のため投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。投資スタイル（例えば、グロースとバリュー）の違いにより運用が優位にも劣位にもシフトすることから、同様の資産クラスに投資する他の戦略のパフォーマンスに劣後することがあります。中小型株など時価総額が相対的に小さい場合は流動性が低く大型株式などと比較して価格が急速に乱高下する場合があります。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 本資料に記載された経済、市場等に関する予測は、資料作成時点での様々な仮定や判断を反映するものであり、今後予告なく変わる可能性があります。これらの予測値は特定の顧客の特定の投資目的、投資制限、税制、財務状況等を考慮したものではありません。実際には予測と異なる結果になる可能性があり、本資料中に反映されていない場合もあります。これらの予測は、将来の運用成果に影響を与える高い不確実性を伴うものです。したがって、これらの予測は、将来実現する可能性のある結果の一例を示すに過ぎません。これらの予測は一定の前提に基づく推定であり、今後、経済、市場の状況が変化するのに伴い、大きく変わることが考えられます。ゴールドマン・サックスはこれら予測値の変更や更新について公表の義務を有しません。
- 本資料に記載された、一般的な市場動向や、産業およびセクター動向、あるいは広範囲にわたる経済、市場および政治状況についての情報は、いかなる投資推奨あるいは投資助言の提供を意図するものではありません。本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）が作成したものであり、ゴールドマン・サックスのグローバル・インベストメント・リサーチ部門（GIR）が発行したものではありません。本資料に記載された見解は、GIR、その他ゴールドマン・サックスまたはその関連会社のいかなる部署・部門の見解と必ずしも同一であるとは限りません。本資料記載の情報は作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。
- 指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は利子収入や配当金の再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等の控除は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。
- シミュレーションによるパフォーマンスは一定の仮定に基づいており、運用者の投資判断に影響を与える市場要因や経済要因は考慮されておりません。また、シミュレーションの結果は、市場の過去の結果を用いたモデルを過去に遡及して得られたものです。シミュレーションの結果には、実際の運用収益を減少させる運用報酬や取引にかかわる費用、その他の費用を考慮していません。実際の運用成果等とは異なります。
- 外国証券は、変動性が高く流動性が低くなる可能性があり、不利な経済や政治的展開のリスクを伴う可能性があります。外国証券は規制の未整備、変動性の高い証券市場、不利な為替レートや社会的、政治的、軍事的、規制制、経済的、環境的発展、または自然災害により、より大きな損失リスクを伴いますが、これらに限定されるものではありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 本資料の一部または全部を、当社の書面による事前承諾なく（Ⅰ）複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは（Ⅱ）再配布することを禁じます。

© 2025 Goldman Sachs. All rights reserved. &lt;428955-OTU-2263535&gt;